

## ◎船員法の一部を改正する法律

(平成二四年九月二二日法律第八七号)

### 一、提案理由(平成二四年七月二四日・参議院国土交通委員会)

○国務大臣(羽田雄一郎君) ただいま議題となりました海上運送法の一部を改正する法律案、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案及び船員法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

次に、船員法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成十八年二月に国際労働機関において採択された二六六年の海上の労働に関する条約は、関連する既存の条約等を整理統合し、世界的に統一された基準として船員の労働条件を定めるものであり、各国において批准が進んでおります。

我が国としても、本条約を批准し、国際的な連携の下、船員の労働条件の改善及び検査制度の導入の措置を講じ、国際的な責務を果たしていく必要があります。

船員法の一部を改正する法律

このような趣旨から、この度この法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、船舶所有者に対し、雇入契約の締結前及び成立時において船員の雇入契約書を交付すること、船内における苦情処理手続を定めること等を義務付けるなど、船員の労働条件の改善のための改正を行うこととしております。

第二に、国際航海に従事する日本船舶の船舶所有者に対し、船員の労働条件についての検査を受けることを義務付け、検査の結果、条約の要件に適合すると認めるときは、国土交通大臣は、海上労働証書を交付することとしております。

第三に、国土交通大臣は、我が国の港に寄港する外国船舶に対し、船員の労働条件についての検査を行い、検査の結果、条約の要件に適合していないと認められた際には、是正指導や船舶の航行の停止命令又は差止めを行うことができることとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が海上運送法の一部を改正する法律案、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案及び船員法の一部を改正する法律案を提案する理由であります。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告(平成二四年七月二七日)

○岡田直樹君 たいま議題となりました四法律案のうち、海上運送法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、船員法の一部を改正する法律案は、二十六年の海上の労働に関する条約の締結に伴い、船員の労働条件の改善や、国際航海に従事する日本船舶及び我が国に寄港する外国船舶に対する船員の労働条件についての検査制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、準日本船舶制度導入の意義、日本船舶及び日本人船員確保の重要性、環境技術による我が国海事産業の競争力強化の必要性、改正船員法の円滑な施行に向けた政府の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、船員法改正案について、民主党・新緑風会の白理事より、附則の条文の一部を手直しすることを内容と

する修正案が提出されました。

次いで、船員法改正案について、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対して附帯決議が付されております。

○委員会修正の提案理由(平成二四年七月二六日)

○白眞勲君 私は、たいま議題となっており船員法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。修正案の内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

以下、その趣旨について御説明申し上げます。

原案では、内閣提出の原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案により国土交通省設置法第四条第九十四号が削られて、それに続く号が一号ずつ繰り上げられることを前提に、同条第九十九号を第九十八号として改正することとしておりましたところ、同法律案が撤回され、また、本年六月二十日に成立いたしました原子力規制委員会設置法においては、国土交通省設置法第四

条第九十四号が削除という形で存続し、現行の第九十九号がそのまま残ることになったため、附則第二十四条の中の第四条第九十八号を第四条第九十九号に改めようとするものでございます。

以上が修正案の趣旨でございます。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年七月二六日)

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東日本震災及び原発事故の教訓を踏まえ、災害など非常時における安定的海上輸送の確保を図ることは喫緊の課題である。このため、準日本船舶の認定を促進する観点から、準日本船舶の認定要件及び海上運送法の改正等を前提に拡充が予定されているトン数標準税制については、日本船舶の増加のインセンティブにも配慮しつつ、関係事業者の実情や他の海運国との均衡を十分に踏まえたものとする。

二 二十三年以降に建造契約を結ぶ船舶に係る二酸化炭素放出規制の導入を踏まえ、先駆的な省エネ・環境技術の研究開発の促進及びその成果の普及を図るとともに、造船業の受注

船員法の一部を改正する法律

力強化・販路拡大を始めとする海事産業強化に向けた取組を、官民一体となって戦略的に推進すること。

三 改正船員法により制度化される事項が確実に実施され、船員の労働条件や労働環境の改善につながるよう、船舶所有者、船員その他の関係者に対し、その内容の周知徹底を図るとともに、労使の取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。また、法定検査及び寄港国検査が適切に実施されるよう、登録検査機関を含めた検査実施体制の充実に努めること。

四 海上輸送に多くを依存している我が国にとって、資質の高い船員の確保が重要な課題である。このため、海事産業の魅力についての海事広報活動に努めるとともに、特に、優秀な若者が海事関係の進路を選択するよう船員養成機関や海事産業界が学校教育の現場と連携して行う取組を支援すること。右決議する。

三、衆議院国土交通委員長報告(平成二十四年九月六日)

○伴野豊君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、船員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、二十六年の海上の労働に関する条約の締結に伴い、船員の労働条件を改善するとともに、国際航海に従事する日本船舶及び我が国に寄港する外国船舶に対し、船員の労働条件等に関する検査制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

三法律案は、参議院先議に係るもので、船員法改正案については修正議決の上、本院に送付され、去る八月二十八日本委員会に付託されました。

翌二十九日、羽田国土交通大臣から三法律案の提案理由及び参議院における船員法改正案の修正部分の趣旨の説明を聴取し、三十一日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。